津別町補助基準（公費負担者番号）対応一覧表　　令和3年4月1日改定

※ 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までは本人負担なし

子ども医療	区分	3歳未満		3歳～就学前		小学生【通院】		小学生【入院】		所得超過、中学生以上			
（入院・通院・歯科・調剤・柔整）	証種別	子初		子初	子課	子初	子課	子初	子課	子課	子課	子課	子課
		非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	未就学 所得超過	小学生 所得超過	中学生以上 非課税	中学生以上 課税
補助基準	請求先	医科・歯科・調剤・柔整				通院（医科・歯科）・調剤・柔整		入院（医科・歯科）		医科・歯科・調剤・柔整			
	健康保険	8割	8割	8割	8割	7割	7割	7割	7割	8割	7割	7割	7割
北海道基準 ①	90011594	2割ー（初診）	2割ー（初診）	2割ー（初診）	1割			3割ー（初診）	2割				
上乗せ基準 ②	91011593	（初診）	（初診）	（初診）	1割			（初診）	1割				
独自拡大基準 ③	92011592					3割	3割			2割	3割	3割	3割
	本人負担	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※（初診）：初診時一部負担金 （医科　580円、歯科　510円、柔整　270円）

子ども医療	区分	3歳未満		3歳～就学前		小学生		所得超過、中学生以上			
（訪問看護）	証種別	子初		子初	子課	子初	子課	子課	子課	子課	子課
		非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	未就学 所得超過	小学生 所得超過	中学生以上 非課税	中学生以上 課税
補助基準	請求先	訪問看護									
	健康保険	8割	8割	8割	8割	7割	7割	8割	7割	7割	7割
北海道基準 ①	90011594	1割	1割	1割	1割	2割	2割				
上乗せ基準 ②	91011593	1割	1割	1割	1割	1割	1割				
独自拡大基準 ③	92011592							2割	3割	3割	3割
	本人負担	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

北海道基準　① 道の補助基準、道内の全市町村でこの基準で対象者、補助率を定めている。

上乗せ基準　② 道の補助基準の対象者に対し、市町村で独自に上乗せしている基準。道の補助基準で本人負担発生時（子課の入院など）に使用。 ※小学生通院、中学生以上、所得超過は③で補助

独自拡大基準　③ 道の補助基準の対象とならない者について、市町村独自で対象とする基準。津別町では小学生通院、中学生以上、所得超過の本人負担分をここで補助。津別町は18歳に達する日の年度末まで本人負担なし。

その他　・ 高額療養費が該当になる場合は**高額療養費を優先で**適用してください。限度額適用認定証の手続き状況についても確認してください。

・ 他公費の医療費助成カードをお持ちの場合はそちらを優先で適用してください。（優先順位：健康保険・高額療養費・特定疾病＞他公費医療＞子ども医療）

・ 3歳未満：0歳～3歳の誕生日の月の末日まで　　3歳～就学前：3歳の誕生日の月の翌月から6歳に達する日の年度末まで

小学生：小学生に相当する年齢期間の年度初めから年度末まで　　中学生以上：12歳に達する日後の4月1日から18歳に達する日の年度末まで